

佐渡市と芝浦工業大学との包括連携に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と芝浦工業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、多様な分野で相互に協力し、人口減少・超高齢化等の社会的課題の解決と持続可能な地域づくりの創造に向けて、地域社会の発展及び世界貢献に資する人材育成と地域産業の振興に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、環境・経済・社会の統合的向上を図り、連携し、協力するものとする。

- (1) 人及び知の交流、情報の交流、技術の交流に関すること。
- (2) 豊かな産業及び地域空間の創造に関すること。
- (3) 脱炭素地域及び地域経済循環の形成に関すること。
- (4) 資源循環の推進及び地域産業の育成に関すること。
- (5) 自然資源・生物多様性の保全による地域活性化に関すること。
- (6) 多様な文化・教育及び人材育成に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（連携及び協力の窓口等）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議又は意見交換を実施するものとする。

（秘密情報の取り扱い）

第4条 お互いが開示した秘密にすべき情報について、公知公用のものを除き両者が合意する期間、相手方の承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

令和4年3月10日

甲 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長

渡辺 竜五

乙 東京都港区芝浦三丁目9番14号

芝浦工業大学

学 長

山田 純